

忘れられた〈植民地〉

——帝国日本と小笠原諸島——

石原 俊

はじめに

わたしのこれまでの主要な研究課題は、島嶼社会に生きる人びとが市場や主権国家システムのグローバル化に巻き込まれながら、近代のただなかをどのように生き抜いてきたのか、という問題を考えることにあります。これまでの主要なフィールドは小笠原諸島や沖縄諸島とその関係諸地域であり、現地や関連地域における文献資料の収集・分析とインタビュー調査に基づいて研究を進めてきました。

1. 「内国」「内地」をめぐるポリティクス——島々の忘却に抗して

最初に、あまり意識されないことですが、1867年末の「王政復古の重大令」の時点で日本の主権・領有権が対外的に認知されていた「内国」が、本州・九州・四国3島とその近辺の島々のみだったことを確認しておきたいと思います。

しかし日清戦争をきっかけとして台湾島を占領した日本帝国は、1895年以前から排他的な法域だと主張していた「内国」の島々を、法文上の「内地」としてカテゴライズしました。ただし、こうした意味での「外地」および「内地」という語が日本帝国の法文上で厳密に定義されるのは、1929年に拓務省が設置されて以降のことです。他方で法文上の「内地」の起源は、1895年の台湾島の占領以前に遡ることもできます。なぜなら法制史上の「内地」は、1890年の大日本帝国憲法施行に伴い、憲法の適用下にある領域を指すカテゴリーとして出現したことになるからです。この「内地」は、「外地」という語の対比概念として定位されたものです。「外地」というカテゴリーは、日本帝国が排他的な法域だと主張していながら事実上帝国憲法の適用外にあった領域を指していました¹⁾。

いずれにせよ、このような法文上の定義に従えば、日本帝国憲法が直接適用され、日清戦争以前に日本帝国の排他的な法域がある程度定着していた、北海道・小笠原諸島・沖縄諸島などは、「内地」に含まれることになります。そしてこの「内地」の範囲は、——サンフランシスコ講和条約で「潜在主権」に属するとされた沖縄諸島や小笠原諸島を含めると——現在の日本国の範囲にほぼそのまま引き継がれました。

こうした結果、現在に至るまで、日本帝国による北海道・小笠原諸島・沖縄諸島などの占領に対しては、「固有の領土」(!)の一部であった土地を当然のこととして回復したかのような、「北海道開拓」「小笠原島回収」「琉球処分」などの語彙があてられてきたのです。

「小笠原島回収」という表現は、1920年代に政治史家の田保橋 潔によって使われて以降、定

着したものである²⁾。驚くべきことに、この表現は現在でも、研究者にさえ無批判に受け入れられています³⁾。

したがって小笠原諸島の近代を「内国植民地」あるいは「国内植民地」という言葉を手がかりに考える際には、何よりも、以上のような「内国」や「内地」という法的言説が、いつの時点を基準に、どの場所を基準に、誰の経験に基づいて、語られ、表象され、分類を行ってきたのか、といったことがらを問い続けるいとなみが必要と伴っていただければならないと、わたしは考えています。

次に問題にしておく必要があるのは、日本帝国の下で法文上の「内地」であり、サンフランシスコ講和条約以降も日本国の主権下もしくは「潜在主権」下に置かれることになった、北海道・沖縄諸島・小笠原諸島などに住む人びとが、現在に至るまで、本州・四国・九州とその近辺の島々を指す他称として「内地」という俗称を用いてきたことです。

この俗称は次のような政治的コンテクストにおいて、けっして軽視できない意味を持っています。

なぜなら第一にそれは、北海道・沖縄諸島・小笠原諸島などが主権国家としての日本帝国によって占領された結果、どのような経験をくぐり抜けてきたのかを、記憶にとどめる呼称だからです。

第二にそれは、本州を地政学的な中心とする日本帝国・日本国において北海道・沖縄諸島・小笠原諸島などの島々が周縁化されていったプロセスそれ自体が、多くの人びとによって忘却されている状況を、逆照射する呼称だからです。

第三にそれは、自らの居住地を本州などと名乗る者が、そこもまた島であることを忘却してきた状況を、「内地」という擬似大陸的表現それ自体がもたらす心象地理的効果を逆手にとって明るみに出す名だからです。

以上のことがらをふまえて本稿では、「内地」という語が小笠原諸島・沖縄諸島・北海道などと対比した本州・九州・四国などを指す俗称である場合でも、基本的には「内地」という呼び方を用いたいと思います。そして、日本帝国における法文上の区分に準じて「内地」という語を使用する場合には、法文上の「内地」、という言い方をしたいと思います。

しかし、さらに深刻な問題があります。それは現在の日本国内で、小笠原諸島にどのような人びとが暮らしてきたのかということがらや、日本帝国による小笠原諸島に対する占領のプロセスは、北海道や沖縄諸島の占領と比べても、研究者を含む大多数の人びとから忘れられているという点です。

たとえば、次のような例が象徴的です。日本植民地史研究の基本文献として定着した感がある『岩波講座 近代日本と植民地』（初版1992～93年刊、全8巻）の第1巻は、「沖縄」「北海道」「千島」「樺太」を対象とする記述にそれぞれ1章分ずつを割いており、いわゆる「内国植民地」を意識して編まれた巻だと思われます⁴⁾。これらの領域を「外国」の対比概念である「内国」として分類してしまうこと自体、上で述べたようにたいへん大きな問題をはらんでいますが、その問題はひとまず脇に置くとしても、ここで「小笠原」には1節すら割かれていないことを、

まず知っておかなくてはなりません。

こうした現状の中で、わたしたちは次の点を銘記しておく必要があります。第一に、日本帝国が北海道・千島列島・沖縄諸島などの島々を巻き込んでいった19世紀後半の一連のプロセスの中に、忘れられがちな小笠原諸島の占領も位置づけられるべきことです。第二に、小笠原諸島には日本帝国による本格的な占領が始まる以前から、世界各地を出自とする人びとが移り住んでいたことです。そして第三に——これが以下の議論にかかわっていちばん重要な点なのですが——、19世紀から20世紀初めまで、小笠原諸島を拠点のひとつとして北西太平洋の広い海域に及ぶ自律的な社会的・経済的実践が展開していたことです。

なお本稿では、「帰化人」「原住民」「土人」など特定の集団に対して投げかけられる差別的呼称については、引用文中では原文のままにとどめ、その他の箇所においても、叙述の対象とする状況の歴史的・社会的コンテクストを最もよく表している呼称を「」を付す形で敢えて使用しました。これは第一に、そうした呼称を投げかける側の意識のあり方を、最もよく明らかにできるからです。第二に、そうした呼称を投げかけられた人びとがどのような（差別的）扱いを受けてきたのかを、最もよく浮かび上がらせることができるからです。

2. 帝国の外部としての小笠原諸島——日本帝国による占領まで

小笠原諸島の住民は、すべてが移住者です。もっと踏み込んで言えば、小笠原諸島は移動民の島々だと言えます。

19世紀前半から半ば頃の太平洋では、照明用燃料などに使われる鯨油の需要を背景に、捕鯨業が最盛期を迎えていました。この時期アメリカ合衆国の船乗りことに捕鯨船員たちは、北西太平洋の海域、すなわち北西から南西にかけて本州・四国・九州から奄美・沖縄諸島を有し、南東隅に小笠原諸島を有する三角海域を、ジャパン・グラウンド Japan Groundと呼んでいました。ここで留意しておきたいのは、当時の太平洋を移動していた人びとが船舶の労働過程の中で遂行的に使っていた“Japan”は、日本帝国の国境を前提とする「日本海」「日本列島」などの主権的な語彙と、そもそも性質の違う言葉だという点です⁵⁾。

当時、本州・四国・九州から奄美・沖縄にかけての島々は、幕藩体制および琉球王国による海禁（鎖国）政策の下にあり、これらの島々に捕鯨船が自由に寄港することは困難でした。そのため、現在の東京都心から南へ約1000kmに位置する小笠原諸島 Bonin Islands は、当時太平洋最大の捕鯨船の補給基地となっていたハワイ諸島からみて、ジャパン・グラウンドの猟場への拠点として有効な位置にありました。当時の小笠原諸島は、幕藩体制の側からは「無人島」という固有名詞で呼ばれていました。なぜなら小笠原諸島は19世紀初頭まで、長期間の居住者がいない無人島だったからです。

1830年、捕鯨船の寄港地としての経済的需要を当て込んでオアフ島からこの無人島に移住した約25人の男女が、初めて長期間の入植に成功します。かれらは野菜・果物・穀物・芋類の栽培、家畜家禽類の飼育や放し飼い、ウミガメ漁などによって食料を得る一方、これらの産物を寄港する船舶とくに捕鯨船に売って生計を立てていました。

その後も、欧米諸地域や太平洋・インド洋・大西洋の島々など、ひじょうに多様な出自をもつ人びとが上陸または移住してきて、小笠原諸島はたちまちのうちにジャパン・グラウンドにおける捕鯨船の重要な寄港地として発展していきました。この島々に上陸・移住した人びとは、始めから入植を目的としてこの島々にたどり着いた者だけではありませんでした。記録に残っているだけでも、寄港した船から脱走した者、乗っていた船が遭難してたまたま島にたどり着いた漂流者、移住者から貨幣や物品そして女性を奪う掠奪者など、じつに雑多な人びとが集まってきたことがわかっています⁶⁾。

当時の捕鯨船の寄港地は、船舶にとっては船体の修理や薪水・食料の補給などを行う場でしたが、船員たちにとっては港に集まる雑多な人びとと接触し、かれらが提供する物資やサービスを自分たちの貴重な所持金や物資と交換したり、性欲を満たすために性的労働を消費したりする場でした。また当時の捕鯨船上にはたいへん厳格な階級関係があり、労務管理も殴る蹴るは日常茶飯事というたいへん厳しい状態でしたから、太平洋上の島など国家の法の追及から比較的逃れやすいと思われる寄港地で労働現場から離脱や逃亡を図る船員も、後を絶ちませんでした。捕鯨船の側も乗組員の離脱や逃亡に対応しながら、労働力が不足した場合には寄港地において新たな乗組員をリクルートしていました。寄港地として発達した小笠原諸島も、このような閉じられた捕鯨船上と外部世界の回路としての役割を果たしていました。

19世紀、捕鯨船の労働過程から／への離脱と参入を繰り返しながら太平洋の海と島々を転々と放浪する自称「白人」は、「ビーチコーマー beach comber」あるいは「ショールー shoaler」や「シーズナー seasoner」などと呼ばれていました。かれらは、生計を維持できる間は島の「原住民」に混じって過ごし、生計が立ち行かなくなると捕鯨船に雇われ、生計の目途が立つと再び捕鯨船から降りる、といった移動と寄留のサイクルを繰り返していました⁷⁾。また、捕鯨船などにリクルートされた太平洋の島々の「原住民」は、「カナカ kanaka」と呼ばれていました⁸⁾。かれらは当時の世界市場の前線において、生き延びるために捕鯨船に雇用され過酷な船上の法に服しつつも、事情が許す限り船上の法から離脱して島々に寄留あるいは居住して生きようとする、文字通りの移動民でした⁹⁾。

こんにちジョン万次郎という俗称で知られる人物が、1847年にアメリカ合衆国籍の捕鯨船フランクリン号の乗組員として父島に寄港・上陸していることも、注目に値します。この万次郎は、1860年代に徳川幕府の官吏団の一員として再び小笠原諸島に赴いています。

万次郎は故郷の土佐から漂流した後、アメリカ合衆国・マサチューセッツ州を母港とする捕鯨船に救助されます。そして万次郎は北米大陸東海岸の都市部において、英語の読み書きだけでなく、算術・天文学など文明国＝帝国の経済的発展の基礎となる知識を身につけ、文明国＝帝国の法や政治の様式についても多くの情報を得て、これらの知識や情報を幕藩体制にもたらすこととなります。従来万次郎は、このような人物として評価されてきました。

しかし万次郎が北米大陸で過ごしたのは、漂流してから幕藩体制下に帰還するまでの10年間のうち、3年半ぐらいの期間にすぎません。彼はそれより多くの時間を捕鯨船員として過ごし、航海術・測量術などを実地で身に付ける一方で、太平洋をはじめとする世界中の海と島々を雑多な移動民の一員として生き抜いたのでした。ジョン万次郎という俗称は、捕鯨船員時代の名

である「ジョンマン John Mung」に由来しています。森田勝昭氏によればこの「ジョンマン」は、「カナカ」の捕鯨船員に対する一般的なニックネームのひとつであった「ジョン」に、「万次郎」を組み合わせた名だということです¹⁰⁾。捕鯨船員としての万次郎はまずもって、太平洋でリクルートされた雑多な「原住民」船員のひとり、すなわち「カナカ」の一員として扱われたのです。この点でジョン万次郎という存在は、小笠原諸島に集まってきた人びとと共通した経歴を持つ移動民でありました¹¹⁾。

19世紀半ばの小笠原諸島は主権国家——ここには対外的に主権国家としての体裁を整えつつあった日本国家も含まれます——の法の外部にあり、「ビーチコーマー」「ショールー」「シーズナー」「カナカ」などと呼ばれたジャパン・グラウンドを往来する移動民が主導していた、自律的な社会的・経済的実践の結節点だったのです。

3. 帝国から自律する諸実践——占領開始から世紀転換期まで

しかし、1870年代前半まで帝国の外部に置かれていた小笠原諸島は、イギリス帝国・アメリカ合衆国・徳川幕府などの領有競争を経た後、「北海道開拓」や「琉球処分」などと並行して、「小笠原島回収」の名の下に日本帝国によって本格的に占領され始めます。

1875年12月、明治政府は蒸気軍艦・明治丸で小笠原諸島に官吏団を派遣します。日本帝国による小笠原諸島の占領開始にあたってまず行われたのは、世界各地から移住してきていた「外国人」をなし崩し的に主権的・排他的な法の下に組み込んでいくこと、言い換えれば、法的・政治的なレヴェルで小笠原諸島の「内国」化を既成事実化してしまうことでした。

官吏団は「外国人」移住者たちを召集し、かれらに永住を認める条件として、「私輩父島（母島）ノ住民共日本政府ノ保護ヲ請且後來此島ニ発令アルヘキ法度規則ヲ遵守致ス可ク候」という書面にサインを求めました¹²⁾。この時点で小笠原諸島に居住していた「外国人」は約70名いましたが、日本帝国の主権下にあった「内国」から移住していた者は、わずか2名を数えるのみでした。この2名は、父島を拠点として「内国」や太平洋各地との間で交易をいとなんでいた人物が、父島の移住者の男性の妻にあてがうために横浜から連れてきた女性でした。

1876年10月、明治政府は欧米諸帝国の公使に向けて、主権の名において小笠原諸島に対する規則を導入することを通告しました。その上で小笠原諸島に永住を許された「外国人」は、日本帝国の出先機関の説諭と命令によって、1882年までに全員が日本帝国臣民に編入されます。こうして小笠原諸島で「外国人」と呼ばれていた人びとは、「帰化人」というカテゴリーで呼ばれるようになるのです¹³⁾。

いっぽう小笠原諸島では、日本帝国の法や国境が既成事実化されるプロセスでも、従来から「外国」出身者が展開してきた社会的・経済的実践は、引き続き妨げられませんでした。

日本帝国は小笠原諸島を例外的な対象として、小笠原諸島規則・小笠原島港規則・小笠原島税則を発動しました。これらの例外的な法は、小笠原諸島における「外国船」の自由な入港、「外国船」乗組員の自由な上陸、上陸した船員と移住者の自由な接触や商取引を、すべて容認し

ていました。また「外国船」の入港税や、「外国船」乗組員と移住者の取引に対する関税も、徴収されませんでした¹⁴⁾。

このような状況の中で、日本帝国によって「帰化人」と呼ばれるようになった移住者たちは、寄港する「外国船」の乗組員との間で、国境を越える無関税の取引を引き続き展開していました。

「外国船」との取引には「内地」出身者も参画していましたが、この越境的な取引によって多くの利益を上げていたのは主に「外国」出身者（の子孫）でした¹⁵⁾。その理由は、かれらのコミュニケーション能力にあったようです。当時、小笠原諸島に上陸する「外国船」の乗組員の多くは、太平洋を移動する船乗りの間で培われた「太平洋船英語 Pacific Ship English」と、これを基盤として広がった「太平洋ビジン英語 Pacific Pidgin English」を、共通語として使用していました。社会言語学者のダニエル・ロング氏が明らかにしたように、小笠原諸島に世界各地から移住してきた人びと（の子孫）の間では、この「太平洋船英語」や「太平洋ビジン英語」と関係が深いクレオール語が共通言語となっていたからです¹⁶⁾。

表1：小笠原諸島への「外国船」入港数（延べ回数）

年	1877	1878	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1897	1898	1899	1900
回数	3	6	3#	4	8	3	5	8#	8	4	3	1	0	1	2

#：このほか、港外に碇泊して移住者から食糧を購入した事例が1。

典拠：東京府小笠原島島庁 編『小笠原島誌纂』1888年、303-326頁。東京税務監督局 編『内国税彙纂 四号
ノ一：小笠原島復命書』1903年、72-73頁。

さらに「外国」出身者（の子孫）の大きな収入源になったのは、遠洋での出稼ぎ漁労でした。

北米大陸で原油が採掘され始めると、1860年代後半頃から世界市場における鯨油の相場は下落し始めます。アメリカ合衆国籍やイギリス帝国国籍の捕鯨船主の中にも、市場で高値がつく毛皮を採取するラッコ猟（のちにはオットセイ猟）に転向する者が続出しました。ジャパン・グラウンドにおける捕鯨船の活動も次第に減退する中で、小笠原諸島の「外国」出身者（の子孫）のうち男性の大部分は毎年3月～10月頃、オホーツク海や北太平洋・ベーリング海方面に向かう「外国」籍のラッコ猟船やオットセイ猟船に銃手などとして季節雇用されるようになっていきます。

ラッコ・オットセイ猟船に雇われた小笠原諸島の「外国」出身者（の子孫）の労働環境や報酬は、かれらの技術力に対応してかなりの厚遇でした。捕鯨船上で培われたボート操縦の技法、島の陸上における狩猟で培ってきた射撃の技法、近海で培ってきたカヌー操縦や漁の技法などが、労働力として重宝されたからです¹⁷⁾。

当時の北太平洋海域で活動するラッコ猟船やオットセイ猟船は、大半が「密猟船」でした。ラッコはあまり外洋には出ない生態のため、ラッコ猟はしばしば、3海里以内が領海と定められていた各国の国境を「侵犯」して行われたからです¹⁸⁾。オットセイ猟も主として陸上や沿岸部で行われたため、「密漁」となるケースがすくなくありませんでした¹⁹⁾。したがって小笠原諸島の「外国」出身者（の子孫）——1882年以降は全員が帰化して臣民となる——は、「外国」籍の船舶の乗組員として千島列島・カムチャッカ半島・アリューシャン列島・アラスカ沿岸など

の猟場を廻航するプロセスで、しばしばアメリカ合衆国やロシア帝国そして日本帝国自身の「国境侵犯」にも加担するという、複雑で越境的な軌跡をたどっていたのです²⁰⁾。

小笠原諸島に寄港して移住者らと交易を行ったり船員をリクルートしたりしていたラッコ・オットセイ猟船も、大部分が「密漁船」だったようです。東京府の官吏の報告によれば、日本帝国の出先機関の官吏もこのことを知りながら、「密漁船」が寄港することや「帰化人」が「密漁」に加担している状況を黙認していたことがうかがえます²¹⁾。

以上のように、日本帝国による占領が進展し、法的・政治的に小笠原諸島の「内国」化が進む中でも、「外国」出身者（の子孫）たちは帝国の法とわたりあいながら、その多彩な実践や豊かな生計を維持していたのです。

他方で、「内地」の島々から小笠原諸島への殖民政策が、1877年以降、明治政府のバックアップの下で実行に移されます。

表 2：小笠原諸島の人口

年	1875	1880	1885	1890	1895	1900	1905	1910	1915	1920	1925	1930	1935	1940
人口	71	357	531	2004	4018	5550	3899	4521	5261	5546	5818	5742	6729	7361

典拠：山方石之助 編『小笠原島志』東陽堂、1906年、368-369頁。東京府 編『小笠原島総覧』1929年、126-127頁。津下 剛「明治政府の勸農政策と小笠原諸島の農業」日本経済史研究所 編『経済史研究』62号、日本評論社、1934年。東京都 編『小笠原諸島に関する統計資料（明治43年～昭和16年）』1969年、4頁。

明治政府は移住民給与規則と寄留民貸与規則を定めて、殖民を図っていきました。これらの規則は、「北海道開拓」の事例を参照しながら策定されました。「移住民自力作家及兼候者」に対しては、男性1人もしくは一夫婦あたり、家屋の建造費として50円が10年の年賦で貸与され、さらに家具・炊事用具・農具などの購入費として25円分が無償で支給されました。また一時寄留者に対しても、国費で建てられた貸長屋への無償での入居が認められたほか、さまざまな日用品が無償で8ヶ月間貸与されました²²⁾。

また前述の小笠原島規則は、「外国」出身の移住者が従来開墾していた土地や、「外国」出身者や「内地」出身者が出先機関の許可を得て新しく開墾する土地に対しては、原則として私有を認めていました²³⁾。その後、小笠原諸島で新規開墾に際して私有が許される土地面積には少しずつ制限が加えられていきますが、新規開墾地の私有そのものは長らく認められ続けます。

「内地」からの新たな移住者の中で最大数を占めたのは、八丈島の農民出身者でした。そのほか「北海道開拓」のケースと同じく、士族層もかなり含まれていました。言うまでもなくかれらの多くは、「戊辰戦争」から廃藩置県・秩禄処分を経るプロセスで周縁化され、新たな居住地や生計手段を求めていた人びとでした。

ただ初期に「内地」から渡航した人びとの中には、給付金を受け取った後で短期で「内地」に戻ってしまう実質的な一時寄留者が続出したため、1879年に小笠原諸島への渡航・移住は一時禁止されます。しかし1883年になって、東京府発行の渡航許可証の交付を受けることを条件に、「内地」からの渡航・移住がふたたび解禁されています。

1880年代に入ると、明治政府の勸農政策の一環として小笠原諸島でもいくつかの商品作物の殖産が図られていきます。レモンやコーヒーをはじめいろいろな作物が試されますが、結局1890年代以降、甘蔗栽培と製糖が「内地」出身者（の子孫）の主要な生計手段となっていきます²⁴⁾。この糖業の従事者はほぼ「内地」出身者（の子孫）のみで占められ、「外国」出身者（の子孫）はほとんど関与しませんでした。この傾向は、アジア太平洋戦争まで一貫しています。

表3：小笠原諸島における砂糖生産額（単位：円）

年	1882	1885	1890	1895	1900	1905	1910	1915	1920	1925
生産額	363	3429	260153	315552	196892	108854	205297	236030	797339	595752

典拠：東京府編『小笠原島総覧』1929年、241-242頁。

「内地」からの移住が始まって10年が経った1887年11月、高崎五六・東京府知事率いる「南洋」視察団が、かつて明治政府の官吏団を乗せて渡航した蒸気軍艦・明治丸に乗って、伊豆諸島から小笠原諸島を経て硫黄諸島まで巡航しました。この官吏団が作成した景況報告によれば、明治丸の渡航時には100人に満たなかった小笠原諸島の移住者は、流入する「内地」出身者の増加によって早や500人程度にまで達していました²⁵⁾。

しかしこの時期に小笠原諸島に関与した日本帝国の知識人層の眼には、「帰化人」をめぐる社会的・経済的状況と「内地」出身者のそれとは、かなり格差があるように映っていました。

あまり知られていないことですが、19世紀末から世紀転換期の日本帝国にとっての「南洋」とは、ちょうど小笠原諸島あたりを中心に、北隅は伊豆諸島、西端は大東諸島、東端はミッドウェイ諸島辺りまでを指していました。そして小笠原諸島は、「南洋」における交易や殖民を推し進めようとする政治家・実業家・探検家・ジャーナリストらから、「南洋」開発の中心拠点としてクローズアップされていたのです。この時期に「南洋」の開発を唱えた書物を見ると必ずと言っていいほど、小笠原諸島に関する叙述がそれなりのウエイトを占めています。これらの書物は当然、小笠原諸島の移住者の状況にも注目しています²⁶⁾。

たとえば上の「南洋」視察団の一員であった服部 徹や渡邊義方らは、その後も幾度か父島に寄留もしくは居住した経験から、「衣食住ト職業財産等ノ事」について言うなら「帰化人ノ処世移住人ニ優ル数等」だと評しています²⁷⁾。

1890年代に父島に在住していた小石川竹次郎は、「帰化人」の中にはゴンザレス一族のように「陸産・水産に熱中」し「島中富豪家第一」とみなされる人びとがいると報告しています。このゴンザレス一族は広大な土地を開墾・所有しており、父島最大の港町である大村周辺の広大な浜辺がヨアキム・ゴンザレス Joachim Gonzalesの通称ブラヴォー Bravoから「ブラボ浜」と呼ばれるほどでした。

明治政府側の記録によれば、このゴンザレス一族の所有地は1880年の時点で3町6反以上にも達しています。このとき12名の「帰化人」の戸主が所有する開墾地が合計で18町強あり、さらにルイ・ルズール Louis Leseurという人物が牧牛場用に開墾して国から借り受けている土地が24町強もあったといえます。数年のタイムラグがあるデータになりますが、1883年の時点で小笠原諸島において民間人が開墾した土地は合計で67町でした²⁸⁾。上の服部・渡邊は「三分ノ

一ノ沃土」が「僅々タル帰化人が占ムル所」となっていると述べていますが、これはまったく大げさな表現ではありませんでした²⁹⁾。

これに対して先の小石川の眼には、「内地」出身者（の子孫）の多くは「性怠惰」だと映りました³⁰⁾。

世紀転換期に父島を訪れた大蔵省の官吏も、「帰化人ノ子孫ハ頗る強健ニシテ其勤勉力ハ内地人ノ三倍ニ適スト云フ」と評価し、「海ニ漁シテ緑亀 [=ウミガメ] ヲ捕獲スル一種ノ妙技ヲ有スルノミナラス外国捕鯨船等ノ至ル毎ニ野菜肉類ヲ其船ニ売込ミ利益ヲ得ルコト多シト云フ故ニ家ニ貯金スルモノ多シ」と述べ、かれらの多彩な経済活動と生計の豊かさについて強調しています³¹⁾。

他方で「内地ヨリ移住シタルモノ」には「内地ニテ家産ヲ蕩盡シー獲千金ヲ得ント欲シテ単身本島ヘ渡航シタルモノ」が多いため、とくに父島では多くの移住者が「懶惰ニシテ酒色ニ沈ケリ只夕投機ヲ目的トシテ着実ニ正業ニ従事スルモノ少ナシ」と評されています³²⁾。「内地」出身者（の子孫）の労働過程は、次のように記述されています。

農作物ニ付テハ肥料ヲ施スコトナク播種シタルママ之ヲ放任シテ除草耕栽スルコトナシ年中少シク雨降レハ田甫ニ出テテ耕作ニ従事スルモノ絶テ見ルコトナシ内地農業者ノ勤勉ニ比シテ劣ルコト数段ナリ³³⁾。

ただしここでわたしは、当時の知識人層の言説を受け売りして、「帰化人」が「勤勉」で「内地人」が「懶惰」だったと一概にきめてしまいたいのではありません。

「内地」出身者（の子孫）の名誉のために補足しておきますと、上の大蔵省の官吏も、母島の移住者については「其業ニ熱心誠実ナルカ如シ」と評価しています³⁴⁾。たとえば1879年に「内地」から母島に移住した折田清三郎とその家族は、当初は食糧が欠乏して飢餓線上をさまよい、入植者のフレデリック・ロルフスに食糧を無心したりしながら「内地」からの船が物資を運んでくるのを待っていたそうです。こうした状況の中でなんとか生き延びた折田一族は、1890年代以降、糖業を成功させてかなりの富を築くこととなります³⁵⁾。

問題にされるべきなのは、日本帝国による小笠原諸島の占領が進行する中でも、「帰化人」が「勤勉」で「内地人」が「懶惰」だという評価が一般化するぐらい、前者の多彩な経済活動が後者に比べて際立っていたという点です。そして、日本帝国の殖民政策と勸農政策の文脈で社会的・経済的側面においても小笠原諸島の「内国」化が企図されていたにもかかわらず、その企図は容易に実現されなかったという点です。

小笠原諸島の入植者の間で政治的・社会的・人口的には「マイノリティ」になっていった「外国」出身者（の子孫）は、すくなくとも20世紀初頭まで、相対的にみて社会的・経済的には優位であり続けました。それは先にみたように、「外国」出身者（の子孫）が主導する経済活動が、日本帝国のバックアップの下で進められた殖民政策や勸農政策から自律的に展開していたからです。小笠原諸島を拠点とする社会的・経済的実践は、日本帝国の法との緊張関係をはらみながらも、帝国の力を超えて自律的に展開していたのです。

4. 「内国」化の進展——世紀転換期から強制疎開まで

しかし以上のような状況は、世紀転換期以降、徐々に変わり始めます。

1890年、それまで「外国人」船員の自由な上陸が黙認されてきた小笠原諸島において、「外国人」船員の上陸を原則として禁じる法的措置が初めて発動されました。小笠原諸島における日本帝国の出先機関の長であった東京府小笠原島島司が東京府知事や外務省に宛てた上申書は、「外国人」船員が上陸することに伴って暴力やコントロール不可能な出来事が引き起こされること、またこのような暴力や出来事に「帰化人」が連動することが、日本帝国の法に対する脅威と捉えられていたことを示しています³⁶⁾。その後も島庁の判断で「外国船」乗組員の上陸が認められるケースもあったようですが、1920年代には父島に日本帝国の緊急事態法である「要塞地帯法」が導入されるに伴って、「外国船」の入港は完全にシャットアウトされてしまいます。こうして小笠原諸島の「外国」出身者（の子孫）が携わってきた越境的な交易活動は、世紀転換期以降、生計の手段として成り立たなくなっていくます。

これに追い討ちをかけるように1911年、オットセイの海上捕獲を全面的に禁止する^{おっとせい} 鯨豚獣保護条約がアメリカ合衆国の提唱で締結されます。1905年、日露戦争のポーツマス講話条約によってサハリン島（樺太）南部とともにオットセイの繁殖島であるチューレーニー島を主権下に組み込んだ日本帝国も、イギリス帝国やロシア帝国とともにこれに同調しました³⁷⁾。捕鯨業が終息した後ラッコ・オットセイ猟船に労働の場を求めてきた小笠原諸島の船乗りたちにとって、この日本帝国の国境の拡大に伴う法の改変は、突如生業を絶たれることを意味していました。

以上のような帝国の再編に伴う法の改変によって、小笠原諸島の「外国」出身者（の子孫）は、長年培ってきたこの島々を拠点とする経済活動の可能性を切り縮められていったのです。

アジア太平洋戦争末期の1944年、アメリカ合衆国海軍が小笠原諸島・伊豆諸島における戦闘と占領に備えて発行した『民事ハンドブック：伊豆・小笠原諸島』と題するパンフレットには、次のような興味深い記述がみられます。

これらの人びと [= 「外国」出身者] とその子孫は、1912年には120人を数えた。しかし1913年、この人びとのかなりの部分が日本の統治を耐え難く感じてグアム島に移住し、島に残ったのは79人であった³⁸⁾。

つまり、1913年だけで「帰化人」のうち3分の1以上が（再）移住したことになります——この「帰化人」人口は日本帝国の戸籍・戸主制度に基づいて算出された数字ではあるのですが——。1929年に東京府が編纂した『小笠原島総覧』には、小笠原・硫黄諸島における「帰化人」の年次毎の人口表が記載されていますが、ここでもたしかに、1912年に120人であった「帰化人」が翌年には79人まで減少しています³⁹⁾。

わたしはこの（再）移住について伝え聞く人はいないものかと父島でいろいろな人に訊いてみましたが、100年近く前のことでもあり、わたし知るかぎりではどなたも記憶していませんでした。ただある人が、私用にグアム島に渡ったときに小笠原諸島の住民の子孫だと名乗る人にたまたま出会った、と教えてくれました。しかしわたしはまだ、その人に会うことはできてい

ません。

いずれにせよ、1913年が先述の臘豚獣保護条約が発効した2年後であることは、じゅうぶんこの(再)移住の傍証になると思います。かれらは生計の手段を切り縮められていく中で、ミクロネシアの島々などに新たな生計の拠点を求めたのだと考えられます。

では(再)移住の道を選ばなかった「外国」出身者(の子孫)たちは、どのような状況に置かれていったのでしょうか。

1917年に父島を訪れた『萬朝報』の記者の報告は、オットセイの禁猟措置によって「帰化人」が近海漁業への転換を余儀なくされたため、米やパンを主食とする一部の裕福な人びとがいる一方で「甘蔗の粗食に甘んじ」「兎角貧乏して居る」人びとが多いと指摘しています⁴⁰⁾。

小笠原諸島では米はほとんど産出されないにもかかわらず、移住者はほとんど雑穀を食べず「内地」から移入される米を主食としており、「外国」出身者(の子孫)もその例外ではなかったようですから⁴¹⁾、副食のひとつにすぎない甘蔗を主食にする人びとは、かなり困窮していたことがうかがえます。「外国」出身者(の子孫)の間にみられる格差の主要な要因は、ラッコ・オットセイ猟が盛んな時期に蓄財に成功したかどうかにあったようです⁴²⁾。

1923年の『室蘭毎日新聞』の記事も、「帰化人」の「多くが漁業家である」にもかかわらず、オットセイ猟の禁猟によって「島の近海に於て漁業に従事しているので暮向は楽ではない」と報告しています⁴³⁾。

それでも「外国」出身者(の子孫)たちは、カヌーによる近海でのウミガメ漁や鮪・鯖漁などにおいて従来から培ってきた労働の技法を活かしながら、なんとか生計を立てていったようです。オットセイの禁猟後に小笠原諸島を訪れたチャーロット・サルウェイという人物は、なおも「この島々の原住民」が保持していた漁労・狩猟・ウミガメ漁の技法の高度さに、強い印象を受けています⁴⁴⁾。

多くの「外国」出身者(の子孫)にとって、近海漁業だけで生計を維持するのはやはり難しかったようです。1924年に父島で生まれた野沢幸男(ジェフレー・ゲレー)さんはわたしのインタビューに対して、かつてラッコ・オットセイ猟船の乗組員だった父親が、自分のカヌーを用いて近海で鯖漁に従事すると同時に、大型漁船を所有する「内地」出身の資産家の一族に漁業労働者として雇われたり鰹節や鰹の燻製を作ったりして生計の足しにしていたと話していました。しかし「外国」出身者(の子孫)が従来から培ってきた労働の領域を完全に捨て去るケースはほとんどなく、「内地」出身者(の子孫)が主導する糖業や蔬菜の促成栽培(後述)に積極的に参入することはありませんでした。

以上のプロセスと対照的に、「内地」出身者(の子孫)たちの経済状態は「外国」出身者に比べて相対的に豊かになりつつありました。

1910年代前半まで、小笠原諸島における近海漁業の中心は1~2人乗りのカヌーを使った世帯ごとの小規模な漁業でした。島に生えている蓮葉桐はすのはぎりから作られるカヌーは、1830年に移住した最初の移民団のメンバーが「南洋土人」を真似て作ったということですが、軽く敏活で漁労に便利だったため、その製法は1880年代以降「内地」出身者にも次々と模倣されていき、小笠原諸島における漁業用カヌーの数は増殖の一途をたどっていました。当時の小笠原諸島の近海

漁業で最も出荷額が多かったウミガメ漁にも、このカヌーが用いられていました⁴⁵⁾。

こうした状況に対して東京府小笠原島島庁は、1886年から漁具や水産加工品を製造するための機械を移住者に無償で貸与したりして鮪・鯖漁などの大規模化を図っていきますが、なかなか軌道に乗りませんでした。20世紀初頭に島庁の水産担当技師として赴任していた大村八十八は、「八丈島よりの移住者」を鰹漁業の大型漁船に雇い入れたときの感想を、「組織的漁業に従事する事能はざる者にして、此の悪弊は必ず矯正せざる可からず」と総括しています。

多人数乗組む時は所謂銘々大将にして何れが船頭なるや、又親父なるやを知らず、出漁場に就いては各人異議を称へて容易に決せず、…【中略】…数日続きの不漁に際会すれば直ちに下船してカノーに依りて各自の漁業に従事する為め乗組員減少して、操業し能はざるに至る⁴⁶⁾。

彼の苛立ちは、小笠原諸島の移住者を「内地」式の中規模・大規模な漁業に動員できないことにありました。「外国」出身者（の子孫）から「内地」出身者（の子孫）へと広まっていた小規模で自律的な漁労のスタイルは、組織的な漁業に動員不可能だと思われるほど、したたかに波及していたのです。

しかし、1910年代半ばに八丈島出身の移住者である浅沼丈之助が蒸気エンジン付きの漁船を新造し、小笠原諸島でも漁業経営の機械化が始まります⁴⁷⁾。そして1920年に父島で発動機付きの漁船が初めて建造されると、漁獲高は飛躍的に増大していきました⁴⁸⁾。1920年代半ばには小笠原諸島における漁業経営は大規模化をある程度達成し、鯖・鮪漁（冬期）—鰹漁（夏季）というサイクルが定着していたようです⁴⁹⁾。

また1923年には、日本帝国最大の捕鯨資本である東洋捕鯨株式会社の事業所が父島・清瀬に設置され、小笠原諸島における捕鯨業が本格的に再開されます⁵⁰⁾。ただこのとき東洋捕鯨の下で組織化された捕鯨業は、幕藩体制下で発達した「和式」漁法とも、かつて小笠原諸島に集まってきた人びとが体得していた「米国式」漁法とも異なる、いわゆる「ノルウェー式」漁法でした。

小笠原諸島における漁業の大規模化を後押しした要因には、輸送技術の発達もあげられます。父島では1910年代には冷蔵庫はまだ一台もありませんでしたが、1920年代に入ると日本製氷株式会社小笠原工場が営業を開始します。同じ時期、出先機関の小笠原島庁が氷蔵船の開門丸・多賀丸と冷蔵船の拓南丸を購入し、これを小笠原水産株式会社に貸下げて冷蔵事業に庇護を与えていきます⁵¹⁾。さらに1927年には、東京市内の鮮魚問屋である米長商店が200トン級の冷蔵船2隻を父島—東京間に航行させ始めました。こうして、鮪・鰹・鯖・鯨肉などを大規模に水揚げし京浜地方など都市部へ移出できる態勢ができ上がっていったのです。

交易や遠洋漁業に従事できなくなった小笠原諸島の「外国」出身者（の子孫）が、従来から培ってきた労働の技法を活かせるほぼ唯一の領域は、近海での漁労でした。しかし近海漁業においてさえ、「内地」系資本や「内地」出身者（の子孫）が主導する漁業が機械化・大規模化するにともなって、1910年代以降、「外国」出身者（の子孫）の漁業は相対的に零細化の道をたどりました。

そして1920年前後からは、「外国」出身者（の子孫）と「内地」出身者（の子孫）の生計の状況が、相対的に逆転し始めていたようです。1920年に書かれた福田定次の報告は、オットセイの禁猟措置によって「帰化人」が「閉塞して止むを得ず島の近海に於て漁業に従事して」おり、「内地人の次第に発展するに従つて彼等の勢力も亦次第に収縮し」と書いています⁵²⁾。

ところが1920年代から30年代初頭にかけて、小笠原諸島の農業分野において「内地」出身者（の子孫）の生計に大きな影響を与える問題が起こります。1920年前後に始まり20年代後半に決定的となる国際市場糖価の低落です。

当時の小笠原諸島で最大の生産額を維持していた品目は、依然として砂糖でした。小笠原諸島における糖業従事者には小規模自作農が多かったのですが、この時期になると自作を維持できる農家の戸数が減り始めます。同じく糖業が主要農産物であった沖縄諸島の人びとが「ソテツ地獄」と呼ばれる困窮状況に陥ったことは、周知の通りです。小笠原諸島でも沖縄諸島と同じく、新たな生計の見通しを求めて「南洋群島」すなわちミクロネシアの島々へ（再）移住する人びとが急増しました⁵³⁾

それでも1930年代半ばには、「内地」出身者（の子孫）の多くが生計を立て直し、人口流出にも歯止めがかかります。それは、小笠原諸島における農業生産が糖業から野菜栽培へと比重を移すことに成功したためでした。とくに、「内地」の冬期を狙って出荷するトマト・カボチャ・キュウリ・ナス・冬瓜・スイカなどの栽培が盛んになります⁵⁴⁾。上述のように「内地」との間を水産物輸送用の冷蔵船や氷蔵船が往復し始めていたことは、京浜地方向けの野菜の大量移出にとってもたいへん好都合でした。1930年代の小笠原諸島における野菜栽培は、都市市場をターゲットとする促成栽培の初期の成功例ともなったのです。

表4：小笠原諸島における農産物生産額の推移（単位：円）

年	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940
トマト	5246	5653	6472	5907	5924	23413	87214	118536	153844	153766	136672	139021	98375	135765	181854
カボチャ	8826	8061	10629	15425	13194	36893	46473	132801	133568	186281	218963	251600	274702	387654	600905
キュウリ	1755	1450	1507	4411	1652	5669	8301	22049	33177	39830	55392	12832	31717	30058	28858

典拠：東京都 編『小笠原諸島に関する統計資料（明治43年～昭和16年）』1969年、10-11頁。

5. 上塗りされる<植民地経験>——強制疎開以降

1944年、アメリカ合衆国軍に西太平洋の島々を次々奪取されていた日本帝国陸海軍は、すでに20年来にわたって要塞化を進めていた小笠原諸島の父島を、「内地」防衛の前線として利用しようとしています。そして軍命により、「帰化人」を含む大多数の小笠原諸島の住民約7000名を、順次「内地」へ強制疎開させました。これによって小笠原諸島の人びとは、長年作り上げてきた経済活動の基盤を奪われてしまいます。

小笠原諸島は硫黄諸島や沖縄島などと異なって、結局地上戦を経験することなく日本帝国の降伏を迎えました。しかしGHQとアメリカ合衆国は1946年、旧「帰化人」とその親族のみに帰

島を許可する法的措置を発動しました。結局、129名が帰島に応じて父島に帰還しました。他方、その他の「内地」出身者（の子孫）たちは「内地」にとどめ置かれ、1968年に小笠原諸島の施政権が日本国に「返還」されるまで帰島を許されませんでした。この際アメリカ合衆国が、日本帝国統治下の小笠原諸島で「外国」出身者の子孫たちが受けていた人種主義的な扱いを逆用・利用したことがわかっています⁵⁵⁾。

そして1952年に発効したサンフランシスコ講和条約には、アメリカ合衆国の沖縄諸島や小笠原諸島に対する施政権の行使に日本国が自主的に「同意する」という、「潜在主権」をめぐる条文（第3条）が含まれていました。この第3条は実質的に、日本国が帝国を自ら「清算」し（再）独立するための前提条件として挿入された条文でした。これに対して帰島の希望が遠のいた「内地」出身者（の子孫）たちは、再居住の権利と施政権「返還」を求める運動を本格化させます。

小笠原諸島に駐留し始めたアメリカ合衆国海軍は、帰島者全員を父島に住ませ、かれらに衣食住を供給しました。さらに1952年以降、父島の軍施設が本格的に整備されると、駐留海軍は成人の大部分を軍施設の従業員として雇用し、生計を立てるのに十分な給与を支給し始めました⁵⁶⁾。また帰島者の子どもたちには英語による公教育を保障し、水道・電気や医療も無料または格安で供給しました⁵⁷⁾。他方で帰島者に対する生計の保障と表裏一体に、アメリカ合衆国は着々と父島の秘密基地化を進めていました。

だが注目されるのは、このように生計を保障されたにもかかわらず、多くの成人男性は軍施設で働く傍ら、強制疎開前から行っていたカヌー——この時代になると多くが船外機付きになりましたが——による漁労の技法を活かしつつ、なおもウミガメ漁や鱈漁などに従事していたことです⁵⁸⁾。これらの漁獲物は、海軍の軍用船で定期的にグアム島に出荷されていました。

1968年6月、小笠原諸島の施政権は日本国に「返還」されました。

日本国政府は1946年に帰島した人びととその子孫を再び自らの法の下に組み込むにあたって、就労希望者全員が国家公務員（自衛隊職員を含む）か地方公務員（東京都職員）もしくは電々公社・東京電力など公共部門の企業の従業員に、無試験で採用されるよう手配していました。1946年以降に父島で生まれ育った若い世代は、読み書き能力にハンディキャップがある日本語での業務を強いられましたが、さまざまな物理的・精神的負担と引き替えに再び生計を保障されることになったのです。

施政権「返還」直前に行われた日本国政府調査団の報告書は、アメリカ合衆国統治下で軍雇用員として勤めていた「年輩者の多くが漁業〔中心の生計〕への復帰を望んでいる」と指摘しています——何割かの人はずでに漁業を副業にしていますが——⁵⁹⁾。しかし上のような日本政府の施策のためにかれらの大半が公務員か公共部門従業員に吸収されてしまったことも手伝って、アジア太平洋戦争前から培われてきたカヌーによる漁労の技法は、現在の高齢者層がリタイアした後はあまり継承されず、昨今では小笠原諸島のマーケットや売店の店頭に並んでいる魚の大半が、「内地」から移入されているという状態です。

かたや「内地」出身者（の子孫）も帰島を許され、何割かの人びとは再居住を果たしました。しかし、すでに長らく失われていた経済活動の基盤は容易に取り戻し難く、多くの人びとが建

設業を中心とする公共事業関連、観光業を中心とするサービス業関連、あるいは公務員や公共部門に就労先を求めざるを得ませんでした。現在、小笠原諸島で農業を主たる生計手段とする人はほとんどおらず、島内で消費される野菜類でさえ、大部分の品目が「内地」からの定期船で移入されている状況です。

おわりに

小笠原諸島においては19世紀後半以降、法的・政治的な「内国」化がなし崩し的に進められる傍らで、社会的・経済的な「内国」化はなかなか進行しませんでした。ジャパン・グラウンドと呼ばれた世界市場の frontline において移動民（の子孫たち）が培ってきた諸実践は、ある程度組み替えられながらも、日本帝国の開発のベクトルから自律して展開し、この島々を拠点とする経済活動を主導し続けたのです。しかし、このような「外国」出身者（の子孫）が主導する自律的な諸実践は、世紀転換期以降、日本帝国による国境や法の再編によって徐々に切り縮められていきます。

小笠原諸島を対象とする日本帝国の勸業政策も、なかなか効果を発揮しませんでした。だが農業部門では世紀転換期以降、「内地」出身者の中で糖業を軸とする生計がひとまず定着し、漁業部門ではようやく1920年代に入ってから、「内地」出身者（の子孫）が主導する機械化・大規模化が進行し、生産額を増大させていきました。そして市場糖価低落の影響も、蔬菜の促成栽培の成功によって小規模なものにとどまりました。しかし、このような「内地」出身者（の子孫）が主導する生産活動も、日本帝国軍が命じた「内地」への強制疎開、続いて日本国が（再）独立と引き替えにアメリカ合衆国に対して容認した秘密基地化によって、その基盤を破壊されてしまったのです。

最後に次の三点を指摘して、本稿を閉じたいと思います。

第一に、1946年に帰島を許された「外国」出身者の子孫たちの多くが、アメリカ合衆国の統治下で軍雇用員として生計を保障されながら漁業を継続していたことは、ただ金銭を稼いだかったからだけではなく、従来から培ってきた——生計が貧窮化する中でも継承してきた——労働の技法を再構築・再発揮したいという願望が伏在していたことを、指摘しておく必要があります。

第二に、四半世紀近くにわたってアメリカ合衆国政府や日本国政府に施政権「返還」を求め続けてきた「内地」出身者（の子孫）たちの声——いわゆる小笠原返還運動——には、強制疎開前に自らがいとんでいた経済活動の基盤——奪われてしまった基盤——をすこしでも取り戻したいという願望が強く込められていたことにも、留意しておく必要があるでしょう。

そして第三に、以上のようなかつての生の領域をすこしでも取り戻したいという願望は現在に至るまで、——さまざまな理由で再居住を果たせなかった人たちを含め——島のりびとの生に折り込まれてきたという点です。

マクロな論述に終始した感がありますが、「戦後」のこの国が忘れ続けてきた、小笠原諸島における<植民地経験>の一段面を浮かび上がらせたことをもって、本稿を閉じたいと思います。

注

- 1) ただし高江洲昌哉氏が指摘するように、大日本帝国憲法の施行以前、「内地」という語は一般に、本州・四国・九州とその近辺の島々を漠然と指す地理的俗称だったようです（「島嶼地方制度成立に関する研究」日本歴史学会 編『日本歴史』658号、吉川弘文館、2003年）。小笠原諸島をめぐる、1875年に日本帝国による本格的な占領が始まった後、比較的早い時期から、「内地」という俗称が「内国」と同義に使われていたことがわかっています。
- 2) 田保橋 潔「小笠原島の回収 1～4」『歴史地理』39巻5号・39巻6号・40巻2号・40巻4号、日本歴史地理研究会、1922年。
- 3) 代表的なものをあげておきます。安岡昭男「小笠原島と江戸幕府の施策」岩生成一 編『近世の洋学と海外交渉』巖南堂書店、1979年、325頁。北原伊久美「小笠原諸島回収をめぐる安藤外交」『古文幻想』7号、古文幻想会、1987年。田中弘之「江戸時代における日本人の無人島（小笠原島）に対する認識」『海事史研究』50号、日本海事史学会、1993年、41頁。
- 4) 大江志乃夫・浅田喬二・三谷太一郎・後藤乾一・小林英夫・高崎宗司・若林正丈・川村 湊 編『岩波講座 近代日本と植民地 1：植民地帝国日本』岩波書店、1992年。
- 5) Hohman, Elmo Paul, *The American Whaleman: A Study of Life and Labor in the Whaling Industry*, reprinted by Augustus M. Kelley, [1928]1972, p.149. 森田勝昭『鯨と捕鯨の文化史』名古屋大学出版会、1994年、84,112頁。
- 6) 拙稿「海賊から帝国へ——小笠原諸島における占領経験の歴史社会学・序説」ロング、ダニエル 編『小笠原学ことはじめ』南方新社、2002年。
- 7) Hohman, op. cit., p.53. 森田 前掲、105,261頁。
- 8) 西野照太郎「カナカ kanaka」太平洋学会 編『太平洋諸島百科事典』原書房、1989年、115頁。
- 9) この移動民という表現は、たんにいつも（よく）住居を移す人、という意味ではなく、その生が定住を軸として形作られていない人、という意味で用いています。移動民の生にとって動くということは、定点に居住していること（定住）に対して副次的な行動（定点から定点への移住）に収まり得ない意味を持っています。ここで述べた事例からもわかるように、移動民の生にとって＜動くこと＞と＜とどまること＞は、状況に応じて選択される、互いに等価な実践なのです（拙稿「移動民と“近代日本”——帝国を離脱する公共圏」義江彰夫・金 泰昌 編『シリーズ 公共哲学 IV期：定住民・移住民と公共性』東京大学出版会、近刊）。マーカス・レディカーは、世界市場の形成期に、大西洋・環大西洋の海・寄港地・島々をすこしでもましな労働条件を求めてうつろったりとどまったりしながら生きる人びとを対象として、壮大な社会史を書いています。レディカーは、このような船乗りたちの移動性（可動性）mobilityこそが——つまり移動民としてのかれらの生それ自体が——かれらの自律的な力の源泉となってきた、と指摘しています（Rediker, Marcus, *Between the Devil and the Deep Blue Sea: Merchant, Seamen, Pirates, and the Anglo-American Maritime World 1700-1750*, Cambridge University Press, 1987, pp.100-115,291-292）。
- 10) 森田 前掲、92,105頁。
- 11) 拙稿「移動民と文明国のはざまから——ジョン万次郎と船乗りの島々」『思想』990号、岩波書店、2006年。
- 12) 小花作助「四八 四省官員復命書正院御指令共」『明治六年十二月ヨリ同九年十二月ニ至ル 小笠原島要録 初編』【小笠原村教育委員会 蔵】。
- 13) 前掲拙稿「海賊から帝国へ」。
- 14) 坂田諸遠 編『続小笠原島紀事 五巻』1876年【国立公文書館 蔵】。
- 15) 磯村貞吉『小笠原島要覧』便益舎、1888年、158頁。

- 16) ロング, ダニエル「小笠原諸島における言語接触の歴史」『日本語研究センター報告』6号, 大阪樟蔭女子大学日本語研究センター, 1998年, 92-98頁。
- 17) Snow, Henry J., *In Forbidden Seas: Recollections of Sea-otter Hunting in the Kurils*, Edward Arnold, 1910, p.152. (=馬場 脩・大久保義昭訳『千島列島黎明記』講談社, 1980年, 190頁。)
- 18) 犬飼哲夫「序文」前掲『千島列島黎明記』講談社, 7頁。
- 19) 山田中正「北太平洋オットセイ条約についての一考察——漁業の国際規制」『外務省調査月報』II巻12号, 外務大臣官房調査課, 961年, 57-61頁。
- 20) 拙稿「主権的な法と越境する生活世界——『日本帝国』占領下小笠原諸島の『帰化人』をめぐる自律的諸実践」日本社会学会編『社会学評論』224号, 有斐閣, 2006年。
- 21) 東京府編『小笠原島視察復命書 下』1899年。
- 22) 東京府庶務課編「第四号 帰化外国人及移住人寄留人等賑恤ノ儀伺附 北海道移住人江賑恤品書付共」『小笠原島庶務類纂 明治十年』。同編「移住民へ家屋取建料被下方取計候儀ニ付上申」『小笠原島庶務類纂 明治十一年同十二年拾遺並十三年十月迄』。【ともに東京都公文書館蔵】
- 23) 小花作助「五八 諸規則等ノ儀四省卿ヨリ伺指令共 附各国公使江達シ日限共」『明治六年十二月ヨリ同九年十二月ニ至ル 小笠原島要録 初編』【小笠原村教育委員会蔵】。
- 24) 津下 剛「明治政府の勸農政策と小笠原諸島の農業」日本経済史研究所編『経済史研究』62号, 日本評論社, 1934年。鈴木高弘「明治前期小笠原諸島開拓の群像」『東京都立小笠原高等学校研究紀要』4号, 1990年【小笠原村教育委員会蔵】。
- 25) 東京府小笠原島島庁編『小笠原島制規類聚』1888年, 134-135頁【東京都公文書館蔵】。
- 26) 拙稿「自由な帝国の臨界——世紀転換期の『南洋』をめぐる言説と実践を焦点に」『京都社会学年報』13号, 京都大学文学研究科社会学研究室, 2005年。
- 27) 服部 徹・渡邊義方『日本之南洋』南洋堂, 1888年, 80-86頁【国立国会図書館蔵】。
- 28) 曲直瀬 愛『小笠原島物産誌略 其の一』1883年, 67-68頁。
- 29) 服部・渡邊 前掲, 80-86頁。
- 30) 小石川竹次郎「小笠原島の漁業」『大日本水産会報』134号, 大日本水産会, 1893年, 60-61頁。
- 31) 東京税務監督局編『内国税彙纂 四号ノ一: 小笠原島復命書』1903年, 62頁。
- 32) 東京税務監督局 前掲, 62-63頁。
- 33) 東京税務監督局 前掲, 73頁。
- 34) 東京税務監督局 前掲, 74頁。
- 35) 折田清三郎『折田家総括録 写本』原著1889年【小笠原村母島村民会館蔵】。馬場憲一「小笠原島開拓小史——母島・折田家の場合」『歴史手帖』9巻6号, 名著出版, 1981年。同「小笠原母島の初期開拓——『折田家総括録』の分析を通して」東京都教育委員会編『文化財の保護』東京都教育庁社会教育部文化課, 1982年。
- 36) 東京都編『東京市史稿: 市街編第80』1989年, 175-180頁。
- 37) 山田 前掲「北太平洋オットセイ条約についての一考察」57-60頁。
- 38) Office of the Chief of Naval Operations Navy Department (ed.), *Civil Affairs Handbook: Izu and Bonin Islands*, 1944, p.36.
- 39) 東京府編『小笠原島総覧』1929年, 128頁。
- 40) 伊藤理基「帰化人部落 下——小笠原島見聞記」『萬朝報』1917年7月8日, 2頁。
- 41) 東京府編『小笠原島視察復命書 下』1899年, 【東京都公文書館蔵】。鬢角山人「小笠原島遊覧図絵」『風俗画報』344号増刊, 1906年, 11頁。
- 42) 伊藤 前掲「帰化人部落 下——小笠原島見聞記」2頁。
- 43) 「小笠原島行14——帰化人部落へ」『室蘭毎日新聞』1923年3月28日, 1頁【小川正人氏提供】。

- 44) Salway, Charlotte, *The Island Dependencies of Japan: An Account of the Islands that have Passed under Japanese Control since Restoration, 1867-1912*, Eugene L. Morice, 1913, p.84.
- 45) 東京府小笠原島島庁 編『小笠原島誌纂』1888年, 261-264頁。藤森三郎「小笠原島水産業の近況」『水産研究誌』5巻5号, 水産交友会, 1910年, 35頁。同「小笠原島水産業概況」『水産研究誌』5巻7号, 1910年, 17頁。近藤春夫『小笠原及八丈島記』東洋タイムス社, 1917年, 87頁。
- 46) 大村八十八「小笠原島の鱈漁業」『水産界』400号, 大日本水産会, 1916年, 44頁。
- 47) 大村 前掲, 43頁。
- 48) 東京府農林課 編『八丈島及小笠原島自治産業概要』1928年, 61頁。
- 49) 加藤勢三「小笠原島の水産経営 上」『帝水』4巻9号, 帝国水産会, 1925年, 16頁。
- 50) 大日本水産会 編「小笠原島水産業の調査」『水産界』571号, 1930年, 48頁。
- 51) 杉尾喜高, 1927, 「小笠原の水産」『台湾水産雑誌』136号, 台湾水産会, 1927年, 11-14頁。東京府農林課 前掲, 64-65頁。ただし多賀丸は, 貸下げ後ほとんどなく遭難しています。
- 52) 福田定次『東洋の楽園』東洋園芸株式会社, 1920年, 36,45-46頁。
- 53) 東京府農林課 前掲, 25-26,29-31頁。東京都 編『小笠原諸島に関する統計資料(明治43年~昭和16年)』1969年, 10,22頁。
- 54) 東京府 編『小笠原島総覧』1929年, 242-245頁。東京都 前掲『小笠原諸島に関する統計資料』10-11,20-21頁。
- 55) 拙稿「小笠原諸島における一男性の生活史——野沢幸男(ジェフレイ・ゲレー)さんインタビュー」ロング, ダニエル 編『日本のもう一つの先住民の危機言語——小笠原諸島における欧米系島民の消滅の危機に瀕した言語と文化』科学研究費補助金成果報告書, 2002年。
- 56) Falk, James F., “Farewell to Chichi Jima”, *United States Naval Institute Proceedings*, November, 1968. 政府小笠原調査団 編『小笠原諸島現地調査報告書』1968年, 98頁【東京都立中央図書館蔵】。
- 57) Dossett, Dorris, *Crater Island: Chi Chi Jima*, The Foreign Mission Society of General Baptists, 1954, pp.39-40,59【小笠原村教育委員会蔵】。政府小笠原調査団 前掲, 271-273頁。池田実「激動20余年の不安と不満——終戦帰島から返還まで」前納弘武 編『離島とメディアの研究』学文社, 2000年, 96頁。
- 58) Dossett, op. cit., pp.28-29,60-61. 池田 前掲, 99頁。
- 59) 政府小笠原調査団 前掲, 118頁。

付記

資料収集の際にお世話になった各機関のみならず、インタビューに応じてくださった方がたに、深く謝意を表します。本稿では引用文中の旧字体については、原則として新字体もしくはそれに近い字体に改めました。引用文中で石原が補足を加えた部分には、[] を付しています。また文中の年月日については煩雑を回避するため、原則として西暦・陽暦で統一しました。なお本稿は、科学研究費補助金「帝国の法的形成に関する比較歴史社会学的研究：『日本帝国』の『内国植民地』を中心に」（基盤研究B, 研究代表者：西川長夫）および「小笠原諸島の先住民移住者の生活世界に関する社会学的研究：20世紀を中心に」（若手研究B, 研究代表者：石原 俊）による研究成果の一部です。